

徳島県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年九月二日から令和五年一月二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年九月二日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称   | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------|---------------------|--------|
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号  | 佐藤 利行  |
| 株式会社PIKO | 板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三 | 石部 高史  |

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称      ハローズ北島中央店B敷地

所在地    板野郡北島町江尻字川中須二四番地ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

| 氏名又は名称   | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------|--------------------|--------|
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号 | 佐藤 利行  |

変更後

| 氏名又は名称   | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------|---------------------|--------|
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号  | 佐藤 利行  |
| 株式会社PIKO | 板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三 | 石部 高史  |

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

未定

変更後

| 氏名又は名称   | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------|---------------------|--------|
| 株式会社PIKO | 板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三 | 石部 高史  |

4 変更年月日

3の(一) 令和四年七月十九日

3の(二) 令和四年二月二十五日

二 届出年月日

令和四年七月十九日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 2 縦覧の期間 令和四年九月二日から令和五年一月二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

#### 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。